

別表第2（第15条関係）

内国旅行の日当

区 分	日当（1日につき）
役員、指定職基本給表の適用を受ける職員及び部局長	2,900円
その他の教職員等	2,300円
学生 （大学院生含む）	1,600円

別表第3（第16条関係）

内国旅行の宿泊料

区 分	宿泊料（1夜につき）
役員、指定職基本給表の適用を受ける職員及び部局長	13,600円
その他の教職員等	11,000円
学生 （大学院生含む）	8,000円

別表第6（第27条関係）

外国旅行の日当

区 分	日当（1日につき）	
	（指定都市）	（指定都市以外）
役員、指定職基本給表の適用を受ける職員及び部局長	8,000円	5,700円
その他の教職員等	6,400円	4,600円
学生 （大学院生含む）	5,100円	3,600円

備考 指定都市、指定都市以外の区分については、別に定める。

外国旅行の宿泊料

区 分	宿泊料（1夜につき）	
	（指定都市）	（指定都市以外）
役員、指定職基本給表の適用を受ける職員及び部局長	24,900円	17,500円
その他の教職員等	20,200円	14,200円
学生 （大学院生含む）	15,600円	10,900円

備考 指定都市、指定都市以外の区分については、別に定める。